9．事業分離に関する事項

⑴　国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構への業務移管

①　事業分離の概要

ⅰ．分離先法人の名称

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構

ⅱ．分離した事業の内容

核融合研究開発及び量子ビーム応用研究の一部

ⅲ．事業分離を行った主な理由

わが国における唯一の原子力に関する総合的研究開発機関として、求められている社会的使命、果たすべき役割を念頭に、総花的な業務内容を見直し、業務の重点化を図るため、核融合研究開発業務及び量子ビーム応用研究業務の一部を移管しました。

ⅳ．事業分離日

平成28年４月１日

ⅴ．法的形式を含むその他取引の概要に関する事項

国立研究開発法人放射線医学総合研究所法の一部を改正する法律（平成27年法律第51号）附則第２条第１項の規定に基づく事業移管

②　実施した会計処理の概要

ⅰ．移転に伴う純資産の変動額（△は純資産の減少）

資本金	△65,627,566,593円
資本剰余金	13,120,204,281円
利益剰余金	△224,450,683円
（うち、当期純利益	△224,450,683円）
評価換算差額等	△858,968,496円

ⅱ．移転した事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額並びにその主な内訳

流動資産	99,117,451,296円
固定資産	86,192,795,129円
資産合計	185,310,246,425円
流動負債	98,274,464,153円
固定負債	33,445,000,781円
負債合計	131,719,464,934円

上記の他、２．貸借対照表関係に注記した運営費交付金で財源措置されるべき退職給付の見積額15,395,435,815円、賞与の見積額447,082,734円が減少しております。

③　分離した事業が含まれていた報告セグメントの名称

「核融合研究開発」及び「原子力の基礎基盤研究と人材育成」

なお、「核融合研究開発」セグメントについては、当該セグメントに含まれる業務の全てを移管したため、当事業年度において当該セグメントを廃止しております。

10．追加情報

⑴　厚生年金基金の代行返上について

当機構が加入する科学技術厚生年金基金の代行部分について、平成28年10月１日付で厚生労働大臣から過去分返上の認可を受けました。これにより、行政サービス実施コスト計算書に計上されている引当外退職給付増加見積額は、62,551,172,569円減少しております。

日本郵政共済組合定款の一部変更について

日本郵政共済組合定款（平成12年９月29日制定）の一部を次のように変更する。

平成29年９月７日　　日本郵政共済組合代表者　長門　正貢

第18条第２号中及び附則第２条第１項中「第11条の３の４」を「第11条の３の３」に改める。

附　則

この変更は、平成29年９月７日から施行し、同年８月１日から適用する。

高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

東日本高速道路株式会社が平成18年３月31日に公告しました「高速道路の料金の額及び徴収期間の公告」の一部を下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき、公告します。

平成29年10月12日　　東日本高速道路株式会社

代表取締役社長　廣瀬　博

記

１．⑶⑯ヌの次に次のとおり加える。

ル　Japan Expressway Pass

㈠　割引をする自動車

㈠に定める期間のうち連続する最大７日間又は最大14日間に、㈡に定める適用区間を通行するＥＴＣ車（ＥＴＣコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車を除く。）のうち、普通車（東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、宮城県道路公社、京都府道路公社及び兵庫県道路公社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための申込みがなされている、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第２条の２に定める本邦の在留資格をもつ外国人又は外国政府が認めた当該国の永住権を持つ者が利用する自動車に限る。）。

㈡　割引を適用した後の料金の額

本割引を適用する全通行に係る料金の合計額は、連続する最大日数の別に次のとおりとする。

最大日数	普通車
７日間	20,000円
14日間	34,000円

㈢　実施する期間

平成29年10月13日から平成31年９月30日まで

㈣　適用区間

道央自動車道、札樽自動車道、道東自動車道、深川・留萌自動車道及び日高自動車道を除く全区間並びに中日本高速道路株式会社が管理する高速道路の全区間並びに西日本高速道路株式会社が管理する高速道路のうち一般国道２号（第二神明道路）を除く全区間並びに宮城県道路公社が管理する主要地方道仙台松島線・一般国道45号（仙台松島道路）の全区間並びに京都府道路公社が管理する丹波綾部道路及び綾部宮津道路の全区間並びに兵庫県道路公社が管理する播但連絡道路の全区間。

㈤　割引相互間の適用関係

本割引を受ける自動車にその他割引は重複して適用しないものとする。

２．のうち、「平成72年３月８日」を「平成72年１月６日」に改める。